

ご存知ですか？

小規模企業共済

安心 安全

国が作った
経営者のための
退職金制度です！



小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

Q1 この制度に加入できる人は？

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

- 常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員（営農者の方も加入いただけます）
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

Q2 毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額額は1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。

加入後も掛金月額額は増額・減額できます。
また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

Q3 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様です）

今月同封のチラシもあわせてご覧下さい。

お申込・お問合わせは事務局 ☎381-3101

資料請求は
こちらから



Q4 共済金はどんな時に受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。
満期はありません。

例）共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任など。

また、一定の要件を満たすことにより、事業を継続しながら共済金をお受取りいただくことも可能です。

Q5 契約者が亡くなり、遺族が共済金を受け取る場合、共済金の税法上の取扱は？

死亡退職金として支払われるため、税法上みなし相続財産となります。

すべての相続人が受け取った死亡退職金の合計額が非課税限度額を上回る場合に、上回る部分の金額が相続税の課税対象になります。非課税限度額の計算方法は下記のとおりです。

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数



令和5年9月から一部オンライン手続きスタート！

お問い合わせは共済相談室

☎050-5541-7171（営業時間：平日午前9時～午後5時）

中小機構 HP（共済制度）

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>